

議会広報

# かりば

第96号  
平成13年8月



## “飛竜”賀老の滝

高さ70m、幅35m

日本の滝百選

北海道自然百選

にも選ばれている名瀑

(狩場・茂津多道立自然公園)

### おもな内容

▶第2回定例会

行政報告……………2～3ページ

審議した議案……………3ページ

審議した議案と内容……………4ページ

一般質問……………4～12ページ

意見書……………13ページ

▶研修活動……………13ページ

## 第2回村議会定例会

平成13年第2回村議会定例会は、去る6月21日開会され、会期を6月22日までと決め、はじめに議長の諸般報告のあと村長の行政報告を受け、各議案の審議を行い、同日21日午後2時55分に閉会しました。

行政報告

一、指定寄付について  
　　去る六月一日、寿都生コン  
株式会社より運動会の運営費  
に役立てほしいと五万円の  
指定寄付がありました。

さつそく小、中学校の運動会、体育大会の運営費として使用させていただくことにいたしましたので、報告させて

二、指定寄付について  
いただきます。

はまなす風力発電株式会社より島牧ウインドファームの運転開始一周年を記念いたしまして、昨年度に引き続き地域振興に役立てていただきたいと一〇〇万円の寄付採納を受けました。

寄付採納は、六月十二日に現地視察を兼ね来村いたしました丸紅株式会社、吉光取締役から直接寄付目録により贈呈を受けたところであります。

なお、寄付金につきましては今月中に入金になる予定であります。入金確認後補正予算を次期議会に提案いたしたいと 思います。

### 三、賀老の滝へ至る滝見道路の決壊による復旧経過について

すでに皆様ご承知のことと  
思いますが、去る五月十一日

に村担当職員が賀老園地の開園に向けて各施設の安全確認のため現地調査実施中に、滝見道路の一部に大規模な土砂崩落箇所を発見し、ただちに議員の皆様方に状況を報告し、同月十四日に村議会、村、建設協会との関係者により崩落箇所とあわせて別ルートとして昭和四十八年に開設し、昭和五十七年に閉鎖した、旧滝見道路の現地調査を実施いたしました。

その結果、現地において協議し崩落した滝見道路を閉鎖し、代替道路としての旧滝見道路の早期復旧を図ることといたしたところでございます。

このことから、代替道路復旧工事の実施に向けて五月十八日、島牧村建設協会へ工事実施にかかる準備態勢について要請、同月二十二日に後志支庁地域政策観光課および林務課による代替道路現地調査の実施、二十二日から二十三日にかけて道立自然公園特別

地域内工作物の改築許可、保  
安林内作業許可、保安林内立  
木伐採届等の申請を行い、翌  
二十四日に許可証の交付を受

## 第2回村議会定例会出席者状況

(開会・平成13年6月21日)

け、同じく二十四日に島牧建設協会へ工事着工を依頼し、建設協会では五月二十八日から工事を開始し、六月七日、八日の二日間にかけては村の観光協会会員および村職員による工事資材の運搬協力等により、総延長約五九〇メートルの滝見道路が完成し、六月九日の土曜日から供用を開始したところでありますので報告させていただきます。

#### 四、平成十二年度島牧村各会計の出納閉鎖状況について

一般会計につきましては、

歳入決算額三〇億三、〇一二万四、六六三円、歳出決算額二九億九、一四七万八、九七〇円で差引き三、八六四万五、六九三円の決算剰余金が生じております。

このうち、災害援護資金の道への償還分四〇九万六、八九〇円、地域インターネット導入促進事業にかかる繰越明許費繰越額が七一九万七、〇〇円を平成十三年度へ繰り越した残額二、七三五万一、八〇三円は財政調整基金に編入いたしました。

特別会計のうち国保会計については、歳入決算額三億七、七八四万六、一五六円、歳出決算額三億七、四一五万九、八一一円で、差引き三六八万六、三四五円の決算剰余金が生じてお

りました。八日の土曜日から供用を開始したところでありますので報告させていただきます。

▶ 5月11日崩落が確認された賀老の滝遊歩道



議案第一号 監査委員の選任について

議案第二号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定について

議案第四号 平成十三年度島牧村一般会計補正予算（第二号）

議案第五号 平成十三年度島牧村簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）

議案第六号 平成十三年度島牧村老人保健特別会計補正予算（第一号）

議案第七号 平成十三年度島牧村介護保険事業特別会計補正予算（第一号）

議案第一号 平成十二年度島牧村繰越明許費繰越計算について

報告第一号 平成十二年度島牧村繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第二号 島牧村土地開発公社の経営状況の報告について

意見案第一号 じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書について

## 審議した議案

老人保健会計については、歳入歳出決算ともに一億二、五三〇万六、五九三円であります。

簡易水道会計については、七五一萬二、〇四六円、歳出決算額一億八、三六八万四、一五〇円で、差引き三八二万七、八九六円の決算剰余金が生じておりますが、このうち支払基金等へ返還分二六一萬九、六二九円を平成十三年度へ繰り越した残額二二〇万八、二六七円は介護保険給付準備基金へ編入いたしました。

閉会中の継続調査（議会運営委員会）

議員の研修会等出席について

意見案第一号 じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書について

## 審議した議案と内容

議案第一号 監査委員の選任について

「内容」島牧村監査委員の佐藤静雄氏が平成十三年六月二十七日をもって任期満了となるため、同氏の再任について議会の同意を求めたものです。

◎審議の結果：全員賛成で原案承認

議案第二号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定について

「内容」先に策定した辺地に係る公共施設の総合整備計画が平成十二年度で終了したため、今後の公共施設の総合整備を図るため、歌島・本目・豊浜・永豊・元町・栄浜辺地に係る公共施設の総合整備計画を策定し、道との協議が終了したので提案されたものです。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

議案第三号 財政調整基金の一部処分について

「内容」平成十三年度島牧村一般会計予算に財源不足充當のため、財政調整基金の繰入限度額を増額するものです。

処分額は一億五千万円以内、処分理由は平成十三年度島牧村一般会計予算に繰り入れのため

給水管切替工事で四九万二千円の追加などです。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

議案第四号 平成十三年度島牧村一般会計補正予算（第二号）

「内容」補正額は四、五二五万二千円を追加し、総額は二八億四、五四一万八千円になります。歳出補正の主なものは、介護保険サービス利用料軽減負担金で一二七万一千円の追加、除雪機購入で二四二万一千円の追加、種苗生産施設整備事業で二、三六九万九千円の追加、泊川通線維持補修工事で三八二万三千円の追加、ホンベツ川水門施設点検委託で四六六万円の追加などです。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

議案第五号 平成十三年度島牧村簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）

「内容」補正額は七四〇万二千円を追加し、総額は一億二千円を追加し、総額は一億二千円を追加などです。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

議案第六号 平成十三年度島牧村老人保健特別会計補正予算（第一号）

「内容」補正額は三七九万九千円を追加し、総額は三億六八七九万九千円になります。歳出補正の内容は、前年度分担金等精算償還金です。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

議案第七号 平成十三年度島牧村介護保険事業特別会計補正予算（第一号）

「内容」補正額は二六二万四千円を追加し、総額は一億九、九六二万四千円となります。歳出補正の主なものは、介護給付費国庫負担金で一一一万一千円の追加、介護給付費支払基金交付金で一二二万円の追加などです。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

二三〇万二千円になります。

歳出補正の主なものは、元町地区配水管布設替工事で六三六万九千円の追加、元町地区給水管切替工事で四九万二千円の追加などです。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

議案第六号 平成十三年度島牧村老人保健特別会計補正予算（第一号）

「内容」補正額は三七九万九千円を追加し、総額は三億六八七九万九千円になります。歳出補正の内容は、前年度分担金等精算償還金です。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

議案第七号 平成十三年度島牧村介護保険事業特別会計補正予算（第一号）

「内容」補正額は二六二万四千円を追加し、総額は一億九、九六二万四千円となります。歳出補正の主なものは、介護給付費国庫負担金で一一一万一千円の追加、介護給付費支払基金交付金で一二二万円の追加などです。

◎審議の結果：全員賛成で原案可決

報告について

「内容」地方自治法の規定により、平成十二年度予算のうち、地域インターネット導入促進事業について平成十三年度に繰越したので議会に報告するものです。

報告第二号 島牧村土地開発公社の経営状況の報告について

「内容」北海道町村議会議長会並びに後志町村議会議長会の主催による研修会等に出席することについて、議会の承認を求めるものです。

議員の研修会等出席について

「内容」地方自治法の規定にて

報告第二号 島牧村土地開発公社の経営状況の報告について

「内容」北海道町村議会議長会並びに後志町村議会議長会の主催による研修会等に出席することについて、議会の承認を求めるものです。

## 一般質問

第二回村議会定例会での一般質問の内容と理事者側の回答要旨をご紹介します。

今回の質問者は四名ですが、掲載にあたっては、主に通告事項を中心まとめました。

佐藤議員

一、ゴミの不法投棄の問題について

本年四月より家電リサイクル法の施行により、数品目の家電製品に対し引き取り料金の個人負担が必要となりましたが、三月の駆け込み需要から三ヶ月が経過し、今後不法投棄が増大することが懸念されます。

このような中、現状等の把握をしておられるかまた、観光シーズンに入り今後、他市町からの人の流入が増える中で対応策を考えおくべきと考えますが、村長の所見をお聞きします。

等の現状把握については、昨年度までは粗大ゴミとして回収・処理をしていたテレビ、

より、島牧村土地開発公社の出資額が公社資本金総額の二分の一を越えるため、経営状況を議会に報告するものです。

より、島牧村土地開発公社の出資額が公社資本金総額の二分の一を越えるため、経営状況を議会に報告するものです。

冷蔵庫、洗濯機、エアコンの家電四品目が、今年の四月から家電リサイクル法の施行により、これらの家電製品の有用な部品や材料をリサイクルして廃棄物を減量、資源の有効活用を推進するため消費者、家電小売店、家電メーカー等がそれぞれの役割を果たしながら協力して行う仕組みとなっています。

よって排出者は、小売店等にリサイクル料金と収集の運搬料金の二種類の料金を支払って引き取ってもらうことになりました。

昨年度まで無料であったものが、今年度から有料となつたことから不法投棄の増加が予想されますが、四月と五月、それから六月の粗大ゴミの回収日に合わせて担当者が各ゴミステーションを巡回した結果では、幸いにも一台も排出されていない状況であります。

これにつきましては、昨年度において国及び道からのマスコミを通じての事前のピール、村の粗大ゴミ回収時におけるオフourke通信等により、各家庭の不用な家電製品等が三月までに排出された

ものかと思われます。

ちなみに、昨年度における清掃センターでのこれらの家電製品につきましては、通常の年三倍程度の台数が持ち込まれ、処理したと伺っております。

次に今後の対策といたしましては、現在まだこれらの不

### 佐藤議員

#### 二、村主催等の各組織について

村が主催等の各種の委員会、協議会、また公社等が多数存在しますが、十分に活動、機能していない物もあるようになりますが、活動状況を公表願いたい。

また、機能面などで問題点があれば、その内容についてお聞かせ下さい。

#### 村長

##### 村が事務局を持つている各

種委員会、協議会等については、主なものだけ数えてみても三十五の委員会等があります。

置かれている組織が七となつております。

まず法的なもので設置されている組織については、島牧村防災会議、島牧村固定資産評価委員会、島牧村予防接種健康被害調査委員会、島牧村国民健康保険運営協議会等があつておりますが、これらの活動に

関しましては固定資産評価委員会等のように、審査の申し出や、もしも予防接種により健康被害が発生した時にしか委員会を開催しないものもあります。

法投棄が確認されていない状況にはありますが、未然防止のため今後ともオフトーク通信等により周知を呼びかけて参りますとともに、不法投棄禁止の看板等を設置して普及啓発に努めて参りたいと思います。

昨年においては委員会を一度も開催していないものが七組織、一回から二回の開催が国保運営協議会や体育指導委員会等四組織になっております。

次に村条例・規則の中で附属・諮問機関として組織された十七、ある程度任意的に設立されていますが、未然防止のため今後ともオフトーク通信等により周知を呼びかけて参りますとともに、不法投棄禁止の看板等を設置して普及啓発に努めて参りたいと思いま

度も開催していないものが七組織、一回から二回の開催が国保運営協議会や体育指導委員会等四組織になっております。次に村条例・規則の中で附属・諮問機関として組織された十七、ある程度任意的に設立されていますが、未然防止のため今後ともオフトーク通信等により周知を呼びかけて参りますとともに、不法投棄禁止の看板等を設置して普及啓発に努めて参りたいと思いま

る物事がたくさんあるのでは  
ないかと思います。

に含んでいただきたいと思  
います。

けでなく、提案型の議会に移行する必要もあると思つてお  
ります。

その辺見直しをして、せつ  
かくある組織ですから有効に  
活用した方がいいのではないか

活用したかったいのでは無い  
かと考えてている訳ですが村長  
の考えをお伺いしたいと思いま  
す。

佐藤議

讀書

三、行政改革を急ぐ必要性について

小泉内閣発足により、国全体の行財政を含めた様々な政治全体の改革、改善が、今までの発想を超えて大きく進むものと考えます。

私も以前より「行政改革なくして財政改革なし」と時の首相と同様の事を申し上げてまいりました。

現在の日本の政治、行政システムの中では地方行政においては、国等と異なった部分での改革のむずかしい点もあります。

私も以前より「行政改革なくして財政改革なし」と時の首相と同様の事を申し上げてまいりました。

現在の日本の政治、行政システムの中では地方行政においては、国等と異なった部分での改革のむずかしい点もあります。

今問題とされている地方交付税制度等歳入面の仕組みや、歳出面における各施策事業の中身での中央と地方での温度差、特に当村のように小さな自治体における公共事業のウエイトの大きな地域での今後のあり方等、容易には行かないと思います。

しかし、手をこまねいてはいられません。国が行革を断行する以上、地方はそれを見越して一步も二歩も先に実行して行かなければならぬと考えます。

当村議会も含め、地方議会はチェック機能が最大の使命と言われますが、議長を中心に定数の削減、手当の縮小等、努力をしてまいりましたが、現在の仕組みの中でも可能ではありますが、理事者側より提案された事に対する審議だ

ただ、どの委員会も必要があつて設けておりますし、またいつ必要になるかわかりませんので、今後今言つたようなことは十分検討して参りますが、特に今のところ問題があるというふうには思つておりませんので、今後の課題として検討させていただきたい

村長

行政改革の推進につきましては行政改革大綱、行政改革推進計画の基本方針に基づきまして、改革を実施してきました所であります。

私はこうした時代の下で、常に本村行政の現状と課題の把握に努め、新たな行政課題や社会情勢の変化に対応できるよう行政体制の整備強化と改革が必要であると認識しております。

参りたいと考えております。  
再質問  
行政改革が必要だという認識は、十分お持ちだというふうに感じておりますが、実際にそれではどういったことが、この一年間の間になされてい るのかということを考えた場合に、ほとんど何も手をつけていないのでないかと思います。

ち出されておりますが、この改革案については、各地方自治体より成否について議論が交わされておりますので、これららの動向も見極め、本村の行政改革については対応して参りたいと考えております。

行政改革が必要だという認識は、十分お持ちだというふうに感じておりますが、実際にそれではどういったことが、この一年間の間になされたいるのかということを考えた場合に、ほとんど何も手をつけていないのでないかと思います。

大局的に形やシステムを変えるというのは、これは今のが国全体のシステム、行政全体のシステムの中で当村だけが突出するということは、非常に難しい部分があろうかと思いますが、今までやってきたことは手をつけやすい部分からやっていくと、これも一つの考え方ではあろうと思いますが、やはり手をつける必要性のある所からやるというふうなことが必要ではないかと私は思います。

例えば構造改革だけでなく、観光や教育だとかいろいろな

努力をしてまいりましたが、現在の仕組みの中でも可能ではありますが、理事者側より提案された事に対する審議だ

また、国において地方交付税交付金削減、道路特定財源公共事業等の見直しをする構造改革が打ち出されており、地方行財政はますます厳しく

見直しが必要とされている状況にあります。

は地方分権や多くの分野で構造的な改革が進められており、時代の変化に即応した政策の

政改革を進めて参る所存であります  
が、現在の地方行政を取り巻く諸情勢は、高度・多様化する行政ニーズ、あるい

も慎重に検討しながら遂次で  
きるものから進めてきており、  
今後も本村の実情に即して行

あるいは長期的な展望の視点に立つてしなければならないものがあり、そのような部面

見直しされたものには即対応しなければならないもの、

推進計画の基本方針に基づきまして、改革を実施してきた所であります。

行政改革の推進につきましては行政改革大綱、行政改革

私ごときでもこのような内容を検討しておりますが、村長の現時点での大局的な意向と認識をお聞かせ下さい。

行政改革については対応して参りたいと考えております。

産業のことですか、いろいろなことにきちんとした方向性ですか、目標をきちんと設定をして一貫性のある、そ

して到達点が見える、どこまでやるんだということはつきりした中でやっていかなければなかなか進むものではないと、このように考えております。

村長の行革に対する意欲とか、何をするんだというものを感じられないでの、ぜひそういう面をお示しいただいて、リーダーシップを發揮して行革に取り組んでいただきたいと思います。

### 白石議員

#### 一、村バス利用について

村バスの利用については、村内の老人クラブなど各団体が有効に活用をしておりますが、利用申請に当たって乗車希望者より個々に印鑑を徴しているのが現状であります。

このため各団体では利用者が留守などのため印鑑を徴するのに二度三度足を運ぶ事もあり、何とか代表者の印鑑のみで申請出来ないものか強い要望があります。今、国でも年金の受給権調査では本人の印はおろか、村の確認印も必要とします。村バスの利用にあたり個人の印鑑を徴する事を廃止するようになります。

村長

村バスの利用申請に当たつて、個人の印鑑を徴すること

を廃止出来ないかとのご質問

島牧村マイクロバス運行規定により管理、運行しております。

村長の再度その辺の意欲というものをお示しいただきました

大変厳しいご意見ですが、先程の繰り返しになりますが、質問者が言われた通り、手のつけられるもの、あるいは急がれるもの、やれるものからやれということについては、私も全く同じ意見でございますので、今後これらのことも踏まえ、村の実情あるいは当然国、あるいは道の動き等も見極めながら、今後の行政改革について進めて参りたいと思います。

バス使用を許可するに当たりましては、マイクロバスの事故による搭乗者に対する補償については、マイクロバスが加入している事故保険金等に支払われる保険金額の範囲内として、搭乗者から誓約書に押印をいただいていることについては、ご理解いただけるかと思います。

村としては、これに代わる方法があれば、個人からの押印は廃止することは可能と考えております。

近隣町村においても、誓約書を提出させていない所もあるように伺っておりますので、申請様式等の中で個々の人から押印をいたしかなくても出来ないのか、近隣町村の実態を参考にして検討して参ります。

村内の各行事等でもかなり利用されているように思いますが、

ればいらなくて、団体、あるいは村外に出る時、そういう事の時に事故が全く起きないという可能性はない訳で、全部から徴するのであれば全部徴するということで、そうなれば大変なことになるとは思いますが、そういう矛盾があるのではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

近隣町村のバスの利用について調査をしていただきましたが、七ヶ町村調査いたしましたが、寿都、黒松内、蘭越、岩内、共和、泊、神恵内、といふことで、寿都町につきましては、福祉バスはあるけれどもマイクロバスがないということで、回答はいただけませんでした。

個人の印をもらって運行しているところは岩内町のみであります。

参考までに年間の利用回数は、黒松内が三五八回で最高、神恵内が五六回で最低、岩内

町は八六回でこの調査の中で二番目に低いところでございました。

島牧村は一七〇回利用とい

うことでございました。そのようなことで、当然この中には村内の行事等でも走っているものも入っているのではないかと思いますが、いかがでしょうかお伺いしたいと思います。

#### 総務課長

ただ今の村の行事の関係で、これについては誓約書、印鑑をもらっていないで運行しているのではないかということですが、村のマイクロバスの運行規定、これはあくまでも本来村費をもって、旅費が支給されるような時に使うのが本来の村マイクロバスの運行目的でした。

それで村が主催で行っている行事、これらについては村が利用者を運ぶという責任のもとにおいて、それでなければ旅費を払って来ていただとか、そういうことになるのと、その時については不特定多数の人間を乗せるということで、誓約書等については印鑑はもらっていない状況にあります。

ただ、不特定の団体、これについては村がたとえば旅費等を支給するとかということになりますので、それらについては本来これは村長が特に認めることで村バスの利用を許可しているような格好になります。

その時においては、先程も村長が申しました通り、事故が起きた時の責任、補償問題、こういうことがありますので、誓約書に印鑑をもらうという

ようにならざるを得ない訳です。

村でも近隣町村の状況等について調べてございます。

村長の答弁の中にもあります。した通り、これについては何とか申請書の様式の中で、それを網羅するような形で個人の印鑑を徴しないようにして近隣町村の実態を検討いたしまして、そのようにしたいと考えております。

## 二、海岸堤防の取付道について

栄磯地区、川内さん前の海岸堤防には舟揚場に通じる取付路がなく、工事用の単管を利用して通路にしている現状であります。しかし、斜面がきつく高齢の方や、足の悪い方では漁具を持っての昇り降りは大変な状況であります。

村長

栄磯地区東側の斜面に通じる国道側からのスロープ取付

による護岸工事では、斜路が設置されて段差の大きい所にはほとんどの箇所で付近にスロープも設置されています。が、あの周辺二箇所の斜路にはご指摘通りスロープが設置されていないため、単管に板張りをしてリヤカー等の通

路にしている状況にあります。

この件につきましては、工事施工当時から地域住民等から要望があり、村としても小樽土木現業所に設置について要請した経緯がありますが、

土現としては設計上、国道と防潮堤との間にスペースがないために、国費導入事業としては、他の箇所のようなスロープを取り付けることは規格設計の面で出来ないことであり、やむを得ず単管を使用した通路を取り付けてもらうことで付近の利用者の承諾

度満足出来るよう施設の改善について要請して参ります。

設置時は白糸トンネル開通までの暫定期間として整備

したため、カラートタンの基礎版面に印刷加工シートを貼り合わせた構造であり、その後調査いたしましたところ、五基の看板とも表面が色あせ、一部剥離しております。

特に国道五号共和町国富の看板につきましては、看板の右側下部のカラートタン基礎版面自体が破損している状況

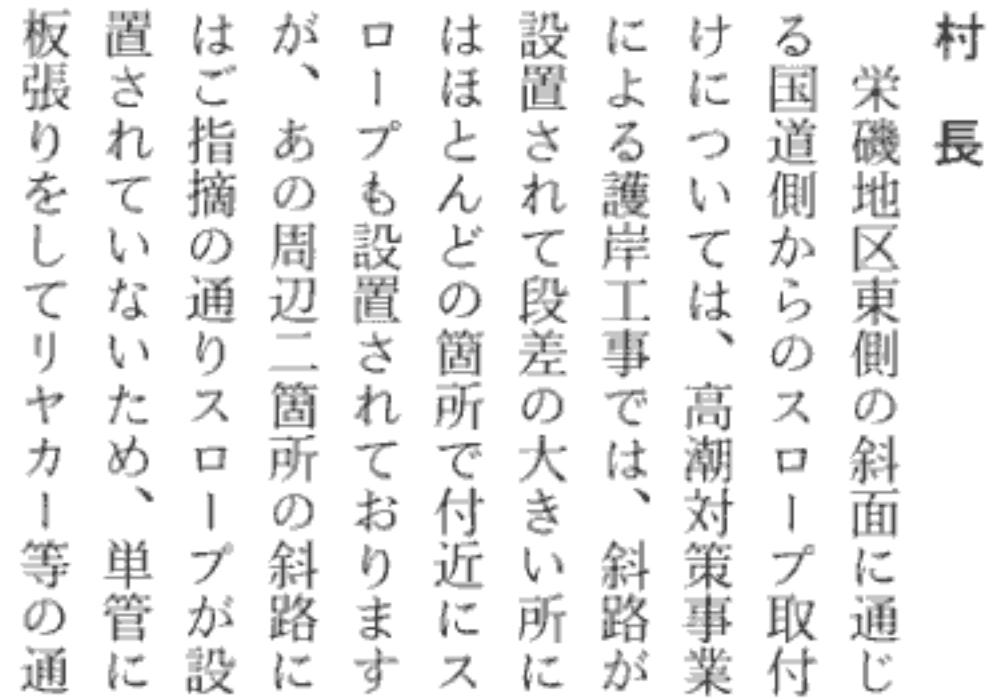
がありました。

質問者のご指摘のとおり、

国道を往来するドライバーに対し、本村の観光イメージのダウンになるものと再認識しているところであります。

現在、小樽開発建設部に対し、これらの看板の今後の処遇について照会している所で

栄磯地区の海岸堤防、船揚場に通じる取付け道路



国道229号黒松内町北作開、道道交点付近に設置されている道の駅「よってけ島牧」の看板





題についてならば今やらなければならぬ、自分の体から血を出してでもやらなければならぬという、そういう意気込みがなければならぬと私は考えます。

そういう状況の中でも、この三月の定例会においても議会では定員を二名削減という方向に踏み切った訳でありますが、村長はこれに関しどのようにこの議員定数二名削減したことに対して認識しておられるのかお伺いいたします。

削減した理由については、私は具体的な話しさはわかりませんが、一つに財政のことを考えておやりになつたのかなという感じがいたしております。

ただ、私共の部局としても、それぞれやれるものからやつてゐる訳で、ここで言う行政組織の見直しについてはその都度やって来ております。

現在合わないという問題につきましては、私は今の執行体制に合わせた形の機構づくりをしておりますので、これは合わないとは思つております。

てくるかと思ひますので、それについては検討して参りたいというふうに考えておりま  
す。

先程来お話ししがあつたように、国の例えれば交付税の問題やら、道路の問題等いろいろあります。ですが、これらよりも先にやれと言つてもこれは無理な話で、当然その地方の自治体に合つたような形で、これからは我々も進めていかなければならぬと、このように考えております。

来年三月元町支所、本日支所廃止ということで進んでいくと思いますが、廃止することに対する諸問題は当然生じるだろうと思います。

でも、住民サービスは低下させられないと思いますが、それらの中で実際どのような取り組みをされているのか、それと島牧村行政改革推進本部というものが設置されておりますが、それらの最近の活動状況をお聞きして終わりたいと思います。

りますが、それらの最近の活動状況をお聞きして終わりたいと思います。

とにつきましては、まず両支所を廃止した後に、前にも議員協議会等でお話しいたしましたが、なるべく住民に不便をかけない方法で何とかしたいと考えております。そうなりますと例えば住民票ですとか、印鑑証明、納税証明、そういう各種証明をもらうにいたっては、わざわざ本所まで来てでもいいように村内に簡易局が四つございますが、これらの簡易局については協力体制としてそれぞれにおいて協力していただけないと、理解は求めております。

とにつきましては、まず両支所を廃止した後に、前にも議員協議会等でお話しいたしましたが、なるべく住民に不便をかけない方法で何とかしたいと考えております。そうなりますと例えば住民票ですとか、印鑑証明、納税証明、そういう各種証明をもらうにいたつては、わざわざ本所まで来てもらいいように村内に簡易局が四つございますが、これらの簡易局については協力体制としてそれぞれにおいて協力していただけすると、理解は求めております。

らの簡易局については協力体制としてそれぞれにおいて協力していただけすると、理解は求めております。

他に郵便局、本日と原歌、泊の郵便局がありますが、こ

後藤議員

一、滝見道路決壊に伴う今後の対策について

先月の新聞報道に賀老の滝見道路崩落により「滝を見に行くことが出来ない」と掲載されて以来、島牧の観光に訪れる人が昨年より減少傾向にあると聞きますが、旧道を整備して対応する予定のようですが、本格的な対応についてはどのようにお考えか伺います。

村長す。

先の長尾議員の質問とほぼ同じではないかという感じが

している訳ですが、違つていればご指摘いただきたいと思  
いますが、恒久的な道路以外の道路のことだろうと思いま

彼らの郵便局もあわせた中で、  
そういう取り扱い業務を行つ  
て行くことで今後この最終的  
窓口になるのは郵便局、各種  
簡易局について一応了解は得  
られております。

郵便局もある程度の面については協力できるということでの話しをいただいておりま  
すので、今後これらの中身、  
部分的なものについて郵便局  
を中心にして進めていきたい  
と思つております。

行政改革推進本部の最近の  
活動状況ということですが、  
実際のところ昨年一度開催し  
本年度についてはまだ一度も  
開催しておりません。

ふうには思つておりますが、まだ協議しておりますが今度他の違う道路、今言つた恒久的な先程とは少し違うのかなと思いますが、他の道路については旧道を今復旧させましたので、これを使いながら他の道路ができるかどうか、これは他の関係機関もござりますので検討して参りたいと思つております。

私の言っているのは、旧道を廃止して今の崩落した道路を付替えた理由を村長は知つておられるか、なおかつまたそこがだめだから旧道に切り替えた訳ですが、先般札幌の方から見えた人の話によれば、あの道路であればせっかく潼を見に来ても大変だし、二度行くような所ではないという話も聞いております。

せっかく島牧にあれだけのいい滝がありながら、道路が悪いために悪影響を及ぼしております。

島牧にどうせ滝を見に行つてもああいう道路しかないのであれば行く価値がないと言われている訳で、かえって要影響を与えます。

ですから、今の道路を通れ

(11)

るうちにきちんとした道路を早急にやるべきだと思います。

我々から言われる前に先程長尾議員が言われた通り、村長自ら村の現状を知った場合に何をしなければならないかということをまず一番先に考えるべきだと思います。

私が言っているのは、そういう方が言われる前に村長自らこういう関係機関に働きかけて、一日も早く安全な道路を整備して、来てもらう観光客に本当に喜んでいただける島牧を売つていただきたいということです。

道路の崩れた危ない所にお客さんは来ません。

行政はもう少しきちんとした対応をしてもらいたいと思います。その辺の答弁をいただきました。

村 長

質問の内容が少し変わつてしましましたのでお答えいたしましたが、実は私は復旧工事をやつた後に行ってきました。

非常にいい道路になつています。

前の道路は非常に勾配がきつくて、確かに一四〇メートル位長くなつておりますが、

非常に歩きやすいし、いわゆるうまくできたなと思って感謝しているところです。

そういう意味では今の道路は確かに長くなりました。だいたい行きは一〇分、帰りは二〇分位かかると思います。

私が行つた時は、お年寄りの方も結構来ていましたし、子供さんも来ていました。

ただ、時間が多少かかるけれども今の道路は非常にいい道路にできています。

当分の間はあの道路を使つていただきたいと思っています。

ただ、先程長尾議員から言われたような将来恒久的なものは今後必要かと思われます

が、先程来言っているようになります。研究させていただきたいし、何もその危険な道路だからあとの道路を復旧させた訳ではございません。

私は現在復旧した道路は当分の間使つていくべきだと思っています。

当然支庁の方にも相談したり、金銭の工面についても何とか振興補助金の問題だとか、公園の事業で出来ないかとか、そのようなことをすべてやつておりますが、なにせ規制のかかっている箇所ですから、保安林内、あるいは国の規制もかかっている公園内でござりますので、その点十分これから検討しながら、他の道路ということであれば別なことでまた検討しなければならないと思つております。



賀老の滝上流側に位置する太古の森遊歩道に架かる昇龍の橋



別ルートの旧遊歩道が整備され終点の展望台から眺望することができる「賀老の滝」

# 意見書の提出

次の意見書が可決され関係省庁へ提出しました。

意見案第一号 じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書

提出者

島牧村議会議員  
伊藤真一

じん肺訴訟については、これまでに三件の最高裁判決をふくめ三十件の判決が出されていますが、いずれも企業の責任を明確にしています。

また七十件あまりの訴訟は和解により解決しています。しかしながら、じん肺訴訟の中で企業は、その責任を追求され、「一定の時の経過」を理由として時効を主張しています。

北海道においても、元炭鉱労働者や元トンネル労働者が今なお苦しみ続けており、看過しえない現状にあります。こうしたことから、国をふくめて関連企業においては、じん肺被災者の救済のため、じん肺問題の早期解決に努め

るよう強く求めるものであります。

また、国においては、関連企業に対する適切な指導をおこなうとともに、じん肺の補償および予防にかかる法制度の改善によって、じん肺根絶のために抜本的な対策を講ずるよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

# 研修活動

▽介護保険及び総合福祉調査特別委員会では七月五日、石狩支庁管内浜益村の介護保険及び総合福祉関係を研修視察しました。

浜益村は高齢化率四十・〇

一%という状況のもと介護保険及び総合福祉関係に取り組んでおります。

## ▽視察研修内容

一、浜益村で行われている居宅サービス

### ①介護保険サービス

通所介護サービス・訪問介護サービス・短期生活介護・通所者リハビリ

②自立生活支援サービス  
軽度生活援助事業ほか七事業

## 二、介護保険制度に関する低所得者対策

### ①保険料

制度実施に対する考え方  
低所得者を対象に独自減免施策を実施

平成十三年八月一日施行

○軽減対象範囲と軽減率

老齢福祉年金受給者（民税非課税）第一段階中三十九名中四名該当

### ②利用料

制度実施に対する考え方  
訪問介護・通所介護・短期入所介護・介護老人福祉施設利用について国の制度に併せ独自减免を実施している。

⑤入居者への在宅サービス  
提供の有無  
訪問介護・通所介護・配食サービス・訪問理美容・寝具乾燥サービス

制度に併せ独自减免を実施している。  
訪問介護・通所介護・短期入所介護・介護老人福祉施設利用について国の制度に併せ独自减免を実施している。

### 三、高齢者生活福祉センター

#### 運営体制

①設置目的  
独居高齢者の受け入れ施設

#### ②運営体制と運営費用

高齢者生活  
福祉センター  
通所介護部門 直営  
居住部門 直営  
通所介護規模 当初  
年間維持費 三百万円  
D型十名  
で開始  
の間守衛  
のみ委託



